

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年八月二十日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和八年三月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

福岡市南区大楠三丁目一八番一八号

医療法人渋谷レディーズクリニク

清算人 渋谷 孝博

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

札幌市中央区宮の森一条十六丁目七番三七号レジデンス宮の森内

レジデンス宮の森管理組合法人

清算人 ラツツリフ芳

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年三月十九日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載令和八年四月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

栃木県足利市島田町八二二番地六

医療法人みくくりや整形外科

清算人 鈴木 佑介

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年三月四日、東京地方裁判所の解散命令の確定により解散しましたので、当法人に債権を有する方は、令和八年五月二十日から令和九年五月二十日までの間にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

東京都渋谷区松濤一丁目一番二番二号

清算法人世界平和統一家庭連合

清算人 伊藤 尚

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

横浜市中区築区茅ヶ崎中央五一番一号ベルヴィル茅ヶ崎三下

医療法人影裕会

清算人 北條 秀人

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年三月三十日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

神奈川県愛甲郡愛川町三増一〇〇〇番地

農事組合法人中央養鶏愛川農場

清算人 彦坂 順

解散公告(第二回)

当組合は、令和八年三月三十一日開催の臨時大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

新潟県十日町市妻有町西二丁目二番地三

ロイヤルプラザE

ゼンセン同盟十日町織労

清算人 板場 俊樹

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年三月二十九日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

新潟県新潟市東区南紫竹二丁目一番一四号

レジデンス南紫竹管理組合法人

清算人 相田 幸一

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年三月十七日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

三重県津市大門一〇番六号

医療法人双樹会

清算人 林 秀俊

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和八年四月二十二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

山口県下関市清末鞍馬一丁目一〇番三七号

医療法人イーハ・トーヴ

清算人 中村 享代

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年一月十四日理事三分の二以上の議決及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

山形県米沢市丸の内一丁目一番四七号

学校法人松岬学園

清算人 大乗寺良子

解散公告(第三回)

当法人は、令和八年二月二十五日さいたま地方裁判所の命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

埼玉県秩父市下影森字山口六一二番地

宗教法人正運題目教会

埼玉県さいたま市大宮区宮町二二八あじせんビル四階・六階埼玉中央法律事務所

清算人 弁護士 上原 瑞樹

解散公告(第三回)

当組合は、令和八年三月八日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年四月十七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

新潟県佐渡市赤玉三三〇番地

農事組合法人赤玉生産組合

代表清算人 増野 敏弘

公益信託循環器学研究振興基金第十八期決算公告及び基金終了公告

一、事業概要
循環器学に関する研究のための研究費の助成及び優れた研究成果に対する褒賞(内田賞)贈呈
①研究助成事業 十二件 一、四〇〇万円
②褒賞事業 四件 一、二二二万円
尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより令和八年三月十日に終了した。

令和八年三月十日現在

二、財産目録

資産合計

負債合計

正味信託財産

令和八年四月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託循環器学研究振興基金

受託者 三井住友信託銀行株式会社

公益信託新保教育研究基金第四十四期決算公告及び基金終了公告

一、事業概要
石川県内において幼児・少年期の教育に携る者及びグループに助成し、青少年の健全な育成を図る図書購入費助成金 二件 七十七万円
講演会事業助成金 一件 一〇三万円
ファーストブック事業助成金 〇件 〇万円
尚、本公益信託は信託財産が消滅したことにより令和八年三月十九日に終了した。

令和八年三月十九日現在

二、財産目録

資産合計

負債合計

正味信託財産

令和八年四月二十三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

公益信託新保教育研究基金

受託者 三井住友信託銀行株式会社